

広報いとだ掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、町が発行する広報紙に掲載するイベント、講座、会議及び募集等（以下「イベント等」という）の案内の取り扱いに関し、必要事項を定めたものとする。

(掲載できる記事の範囲)

第2条 広報紙に案内を掲載できるイベント等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 町または町教育委員会が主催・共催・後援しているもの
- (2) 町以外の官公庁が主催・共催・後援・推薦している事業で、営利を目的としないもの
- (3) 公共的団体又は公共的施設が主催・共催・後援・推薦している事業で、営利を目的としないもの
- (4) 町内の団体のイベント等で、営利目的でないもの
- (5) 町内全域を対象とし、どなたでも参加できるもの
- (6) 前各号に該当するもののほか、特に町民の便益に供すると判断できるもの

2 次の各号のいずれかに該当するものは、掲載しないものとする。

- (1) 町の品位、公共性又は公益性を損なうおそれがあるもの
- (2) 営利目的の宣伝又は広告活動になるもの
- (3) 政治的、宗教的又は選挙活動になるもの
- (4) 個人の宣伝になるもの
- (5) 公共的団体及び公共的施設以外の団体単独の活動・宣伝にあたるもの
- (6) 掲載意図及び内容が明確でないもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、広報担当課長が掲載を不相当と認めたもの

(掲載する記事の優先順位)

第3条 広報紙に掲載する記事が通常使用する範囲を超える場合、町が主催・共催する記事の次に町以外の官公庁が主催・共催するものを優先する。

2 次に優先するものは、次の各号の項目を多く満たすものから掲載するものとする。ただし、同一主催者のイベント等の案内で、過去2か月以内に掲載したものはこの限りではない。

- (1) 町及び町以外の官公庁が後援するイベント等に関するもの
- (2) 参加費又は会費が無料のイベント等に関するもの
- (3) 開催地が町内であるもの

- (4) 町民生活に有益な内容であるもの
- (5) 町内在住者からの依頼であるもの

(掲載の申込み)

第4条 広報紙に掲載を希望するもの(以下「掲載希望者」)は、原稿等を掲載希望月の前月5日までに、広報担当課に届けることとする。なお、掲載希望者の氏名、連絡先を明らかにすること。

(掲載の可否)

第5条 掲載の可否については、通知しない。ただし、校正の必要がある場合は除く。
2 掲載希望者は掲載希望月号の発行1週間前以降に掲載の可否を確認することができる。

(了解事項)

第6条 掲載希望者は次のことを了解するものとする。

- (1) 掲載記事を町ホームページにも掲載すること
- (2) 会員名簿や活動状況等についての書類の提出を求めた場合、それに応じられること
- (3) 掲載の可否及び掲載希望月の変更については、広報担当課に一任すること
- (4) 掲載の可否及びその他定める基準の内容について、一切問合せはできないこと
- (5) 原稿内容は、広報担当課において編集すること
- (6) 掲載した記事に関する一切の責任は、掲載希望者が負うこと

(その他)

第7条 この掲載基準に定めのないものについては、町長が決定することとする。

附則

(施行期日)

第1条 この基準は、平成28年9月1日から施行する。